

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

### 乳幼児健康診査の見直しに伴う留意事項について

平素から、母子保健行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第172号）が公布され、3・4か月児健康診査及び1歳6か月児健康診査における胸囲並びに3歳児健康診査における頭囲については、測定の根拠に乏しいことから、母子健康手帳の記録欄を削除することとされました。

データ標準レイアウト「母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」（特定個人情報番号 86）については追って改版を予定しておりますが、改版までの間の経過的な取扱いについて、下記のとおりお示しします。

各市町村におかれましては、「母子保健情報における情報連携開始に当たっての運用ルール等について」（令和2年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）も適宜参照いただき、引き続き、情報システム担当部門等と連携の上、母子保健情報における情報連携について、適切に運用いただきますようお願いいたします。

### 記

令和5年4月1日以降に実施した3・4か月児健康診査及び1歳6か月児健康診査における胸囲並びに3歳児健康診査における頭囲のデータが存在しない場合には、副本登録に当たって、最新版の「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」を参照の上、業務上の事由等によりデータ値をセットできない旨を適切に入力すること。このとき、ReasonOfNull属性にはNotAcceptableを設定すること。

- ・ 3・4か月児健康診査における「胸囲（cm）」  
（特定個人情報項目コード TK00008600001080）
- ・ 1歳6か月児健康診査における「胸囲（cm）」  
（特定個人情報項目コード TK00008600002080）
- ・ 3歳児健康診査における「頭囲（cm）」  
（特定個人情報項目コード TK00008600003080）

なお、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針第04.10版（令和4年11月21日）」2.5.3（1）⑤(d）（57頁から60頁まで）に、上記設定方法の詳細が記載されているので、適宜参照すること。

（担当）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

電話：03-5253-1111（内線4982、4973、4979）

E-Mail:boshihoken@mhlw.go.jp